

瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月16日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第11号

瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年瀬戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(車線の分離等) 第5条 <省略> 2から5まで <省略> 6 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、 <u>令第42条第1項</u> において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。	(車線の分離等) 第5条 <省略> 2から5まで <省略> 6 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、 <u>令第41条第1項</u> において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
(自転車道) 第9条 <省略> 2及び3 <省略> 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、 <u>令第42条第1項</u> において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。	(自転車道) 第9条 <省略> 2及び3 <省略> 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、 <u>令第41条第1項</u> において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
5 <省略>	5 <省略>
(交通安全施設) 第32条 交通事故の防止を図るため必要がある <u>場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助</u>	(交通安全施設) 第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設

施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則に定めるものを設けるものとする。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 <省略>

2 <省略>

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第42条第1項において準用する令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4及び5 <省略>

(歩行者専用道路)

第42条 <省略>

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第42条第1項において準用する令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3及び4 <省略>

(歩行者利便増進道路)

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則に定めるものを設けるものとする。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 <省略>

2 <省略>

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4及び5 <省略>

(歩行者専用道路)

第42条 <省略>

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3及び4 <省略>

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。